

2012年5月29日 知的財産戦略本部会合配布資料

知的財産戦略本部 本部委員
長谷川 閑史

知的財産推進計画（案）に関連する政策についての提言

本年度は昨年の東日本大震災および福島原発事故を乗り越えて、大きく成長する時と考えております。そのため、日本国が元気に、つまり日本産業界が成長し、国民の幸福につながるための成長戦略を実行する必要があります。殊に、昨年度から継続している7つの重点分野の知財戦略の実行に大きな期待をしております。これらからGDPの成長、雇用の拡大が期待できると考えております。

先端医療・医療技術分野は国家成長戦略の核の一つ

日本国は新薬創出能力では世界第3位の能力があります。アジアではもちろん唯一、新薬を創出することができる技術力のある国です。エネルギー資源などに乏しい日本国においては、多くの原料などの資源を必要としないライフサイエンス産業は産業振興の核として最適です。この優位性を利用して、人・物・金をライフサイエンス産業に思い切って投下し、国家成長戦略を進めることは重要です。なお、日本を含む先進諸国の医薬品市場はその成長力に陰りが見え始めております。一方、中国、韓国、アセアン諸国を含むアジアおよびブラジルやインドなど成長の著しい新興国市場は非常に重要です。

ところが、2012年3月、インドにおいて、ドイツ国バイエル社の抗がん剤ネクサバールの特許権が未だ有効に存続している状態で、後発医薬品会社ナトコ・ファーマ社に対してインド特許庁は強制実施権の許諾を決定しました。バイエル社はナトコ社の後発医薬品に対して特許権侵害を法廷で争っていましたが、この特許庁の決定によりナトコ社は強制実施権を得ることができ、特許権侵害事件は意味を成さなくなっております。特許権で保護されている製品に関し、権利侵害する者に権利実施許可を国家・政府が認めることは、内外人待遇の平等など国際貿易におけるルールが担保されていないとも考えられます。これでは、知的財産制度が全く機能しません。既に経済産業省の担当部でも検討を開始しているようですが、TRIPS協定などの違反行為が無かったのかなど、よく調査の上、国として対応するようお願いいたします。

このインドの動きが他の新興国、ブラジル、中国、南アフリカなどにまで広がると、ライフサイエンス産業だけに止まらず、日本国の全産業の競争力に直接に影響する新興国事業に大きな支障が生じる虞が否定できません。
よろしくご検討・ご議論をお願い申し上げます。

以上